

11 その他の支援策

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス
1	山形県	経営継承準備支援事業	第三者に継承を希望する農業経営者（出し手）	○第三者経営継承に係る鑑定・契約・登記・資産評価等に要する経費 ○対象経費の1/2又は50万円のいずれか低い額	—	予算の範囲内	（公財）やまがた農業支援センター（農サボやまがた）	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/
2	山形県	経営継承サポーター設置支援事業	第三者継承により新たに農業経営を開始した者（受け手）。 ・受け手が、経営移譲した生産者（出し手）を雇用契約に基づく雇用を行い、その指導・助言を得る場合。	出し手を「経営継承サポーター」として認定し、受け手が支払う雇用に係る賃金等を支援。 ・1年目 @100千円（上限）×6か月以内 ・2年目 @50千円（上限）×6か月以内	—	予算の範囲内	（公財）やまがた農業支援センター（農サボやまがた）	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/
3	山形県	新規就農パンフレット	—	新規就農者の支援制度をまとめたガイドブックを作成・配布（HP公開あり）	—	—	（公財）やまがた農業支援センター（農サボやまがた）	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/
4	山形県	経営継承ハンドブック	—	農家の経営継承を促進するための進め方等をまとめた生産者向けのハンドブックを作成・配布（HP公開あり）	—	—	（公財）やまがた農業支援センター（農サボやまがた）	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/
5	山形県	農地利用効率化等支援交付金	・目標地図に位置付けられた者 ・実質化された人・農地プランの中心経営体 ・継続的な農地利用を図るものとして市町村が認める者	融資を受けて農業用機械等を導入する際に、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援。 【補助率】：融資残額3/10上限	—	予算の範囲内	（申し込み）各市町村農林担当課	—	—
6	④山辺町	青年農業者団体支援事業	山辺町青年農業者連絡協議会	青年農業者交流等の目的団体への研修、企画事業等への助成（定額）	—	予算の範囲内	産業課	023-667-1106	—
7	⑥寒河江市	寒河江市農業後継者育成事業	寒河江市市内の農業後継者等で組織する団体	団体が自主的に行う講演会や視察研修会等の活動経費に対し定額助成（30万円）	—	予算の範囲内	農林課	0237-85-1763	—
8	⑥寒河江市	寒河江市新規就農者支援育成協議会事業	寒河江市で新規就農を希望する者に対する支援・育成を行う団体	市農林課・農業委員会・西村山農業技術普及課・JAさがえ西村山・市農業士会・広域農業活性化センター・担い手の会等で構成された協議会が、新規就農者等の支援と育成・確保を図るため、各組織が連携して様々な相談や情報提供等を行う	—	予算の範囲内	農林課	0237-85-1763	—
9	⑥寒河江市	寒河江市定移住促進賃貸住宅家賃助成補助金	県外からU・I・Jターンした転入若者夫婦や転入子育て世帯であること等	民間賃貸住宅の家賃について、若者夫婦は上限1万円/月、中学生以下の子がいる子育て世帯は上限2万円/月を最大24か月間助成。	—	予算の範囲内	みらい協働課	0237-85-1413	https://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyou/jigyou/hojyoshien/menkyo_hojo.html
10	⑥寒河江市	寒河江市若者定着支援未来創成事業	西村山地区内に親が在住している現在奨学金を返還しているUターン若者	返還中の奨学金について、最大124万8千円（総額）を補助。	—	予算の範囲内	みらい協働課	0237-85-1413	https://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyou/jigyou/hojyoshien/uturnshogakukin.html
11	⑩大江町	大江町新規就農者用農業共同作業所設置	本町に移住し新規に就農を開始する者で、将来にわたり大江町で営農をおこなう意思がある者。	平成28年度にJAの倉庫を、平成30年度に旧保育園を改修し、新規就農者が共同で利用することのできる作業所を2箇所設置。作業小屋等を持たない新規就農者が選果や箱詰め等の作業ができる環境を整え、利便性を高める。	—	予算の範囲内	農林課	0237-62-2115	—
12	⑩大江町	大江町新規就農者用農機具共同利用事業	本町に移住し新規に就農を開始する者で、将来にわたり大江町で営農をおこなう意思がある者。	新規就農者が共同で利用することのできる農機具購入（農機具バンク）に対し町で補助。独立就農時の初期投資を軽減。	—	予算の範囲内	農林課	0237-62-2115	—
13	⑪村山市	村山市担い手創造推進協議会「いっくど農業ねっぐぐプログラム」（村山市担い手創造推進事業）	市内での就農を希望する方または市内で就農している方	○村山市担い手創造推進協議会による総合支援平成28年7月に設立。就農者の募集や就農・営農相談への対応、就農体験・研修の受け入れ、農業者間の情報共有・交流事業など「仲間づくり」の観点で幅広い活動を展開していく	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111（内線251～252）	https://www.city.murayama.lg.jp/

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス
14	⑪村山市	村山市新規就農者ネットワーク「いっくど農業わっくぶプログラム」（村山市担い手創造推進事業）	市内の認定新規就農者または認定新規就農者と同等と認める者	○村山市新規就農者ネットワークによる情報共有・交流活動 担い手として着実に定着することを目的に、新規就農者たちが連携し、個人・相互の経営向上・確立に向けて情報共有や交流活動に取り組んでいく	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251～252)	https://www.city.murayama.lg.jp/
15	⑬尾花沢市	親元就農支援事業 励金交付事業	3親等以内の者の経営体において、専業で農業に従事する市内在住の50歳未満の者	就農初年度に20万円（1回限り）	—	予算の範囲内	農林課	0237-22-1111	—
16	⑬米沢市	米沢市農業新規参入促進奨励金	・「米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準」第3条の規定により新規就農者と認定された方 ・認定時の年齢が満50歳未満で、かつ本市に住所を有する方 令和6年4月1日から令和8年3月31日の間に親元就農した方（満50歳未満）	1人当たり5万円（新規就農時1回限り）	—	5名程度	農業委員会事務局	0238-22-5111	—
17	⑬米沢市	親元就農支援交付金		1人あたり20万円の交付（就農初年度の1回のみ）	—	予算の範囲内	農業振興課	0238-22-5111	http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/
18	⑮高畠町	たかはた農とびあ事業	町内で農業生産を行う45歳以下の者	①町内農業者のネットワーク構築のための研修会及び交流会の開催 ②公式LINEアカウント「たかはた農とびあ」を用いた情報発信	①年1～2回 ②随時	予算の範囲内	農林振興課	0238-52-1827	—
19	⑯川西町	新規就農総合支援事業	50歳以上の認定新規就農者（農業次世代人材投資事業経営開始型及び新規就農者育成総合対策経営開始資金非対象者）	50歳以上の認定新規就農者に対して、就業奨励金30万円を支給。認定期間中1回限り。	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	予算の範囲内	農林課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp
20	⑰長井市	農業次世代人材投資事業（経営開始型）、新規就農者総合対策（就業準備資金、経営開始資金、雇用就業資金）対象者で、本市に移住する者	40万円（夫婦で移住の場合は50万円）		随時募集	予算の範囲内	農林課	0238-82-8015	http://www.city.nagai.yamagata.jp/
21	⑱小国町	住宅総合支援事業	・令和2年4月1日以降に山形県外から転入した者等 ・10万円以上等の工事費	移住者が住宅を購入しリフォームした場合にその改修費用等を助成	随時募集	予算の範囲内	地域整備課	0238-62-2431	—
22	⑱小国町	移住者向けリフォーム支援事業	・町外から小国町に移住した者 ・3年以上の期間を有する賃貸借契約を締結した住宅のリフォーム工事費	移住者が賃貸借している住宅のリフォーム費用等を助成	随時募集	予算の範囲内	総務企画課	0238-62-2264	—
23	㉑白鷹町	農業再生協議会担い手農業者育成支援事業（資格取得費用支援）	・認定新規就農者 ・認定農業者 ・地域計画また目標地図に位置図けられた農業者 ・特に白鷹町農業再生協議会会長が認めたもの	農業機械等の運転に必要な免許資格等の習得費用の支援	随時	予算の範囲内	農政課	0238-85-6107	http://www.town.shirataka.lg.jp/
24	㉒鶴岡市	不動産情報提供登録制度	移住希望者	移住希望者に対して、鶴岡地区宅建協会と連携して希望する不動産情報を提供。	随時	—	地域振興課	0235-35-1191	http://tsuruoka-iju.jp/
25	⑳庄内町	庄内町地域おこし協力隊定着支援	委嘱期間満了後も町に定着し、地域の活性化に資する活動をする者	地域おこし協力隊委嘱期間満了後2年以内。委嘱期間から引き続き地域の活性化に資する活動を行う場合月5万円。	—	予算の範囲内	企画情報課	0234-42-0167	http://www.town.shonai.lg.jp
26	㉓遊佐町	新規就農サポート支援事業（親元等独立就農者支援事業）	個人経営体の農業経営の継承を受けた町内に住所を有する60歳未満の者で、認定新規就農者又は認定農業者（ただし、基盤法第12条第1項に規定する認定日から申請日まで3年を経過しない者で、国の経営開始資金等の交付を受けたものは除く。）	農業経営を継承した者に100万円の補助金を交付	随時募集	予算の範囲内	産業課	0234-72-5882	
27	㉓遊佐町	新規就農サポート支援事業（産直出品支援事業）	町内に住所を有する60歳未満の者で、年150日以上農業に従事する新規就農者 ただし、過去に本町の助成事業で同様の補助を受給した者を除く。	町内に所在する直売所の利用料支払に対し、月額1千を上限に補助金を交付	随時募集	予算の範囲内	産業課	0234-72-5882	